

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	傍聴の許可
処 分 権 者	教育長
根 拠 規 定	美郷町教育委員会傍聴人規則第 1 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町教育委員会傍聴人規則第 1 条、第 2 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町教育委員会傍聴人規則 （許可申請） 第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。 （傍聴を許されない者） 第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許されない。 （1） 酒気を帯びてると認められる者 （2） 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者 （3） 前 2 号のほか、教育長において傍聴を不相当と認める者
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日